

対象	名称・概要		問合せ先	
低所得の子育て世帯	給付	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等のひとり親世帯、その他の住民税非課税の子育て世帯等に対し、対象児童1人当たり5万円を給付 上記以外の世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方などは申請により給付される場合があります。	こども給付課 子育て世帯生活支援特別給付金担当 TEL 048-423-5839
新型コロナウイルス感染症の影響により、保育料の納付が困難な方	減免	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合は、特定教育・保育施設等利用者負担額（保育所保育料）及び放課後児童保育室保育料が減免される場合があります。 ※申請が必要です。		保育課 TEL 048-477-2779（保育所保育料） TEL 048-423-2735 （放課後児童保育室保育料）
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金を償還することができない方	猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に就労収入が減少した場合に、償還が猶予される場合があります。		西部福祉事務所（地域福祉担当） TEL 049-283-6780
新型コロナウイルス感染症で仕事を休んだ方	給付	傷病手当金	療養のため連続して3日間仕事を休んだ後、4日目以降の仕事を休んだ日について支給	加入する健康保険の保険者に確認
	給付	傷病見舞金	新座市の国民健康保険に加入している方で、傷病手当金の支給の対象とならない自営業者の方に支給	国保年金課国民健康保険係 TEL 048-423-3035
会社の都合で仕事を休んだ方	給付	休業手当	平均賃金6割以上の額を会社が支給	埼玉労働局相談窓口 TEL 048-600-6262（平日9:00～17:00）
	給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者へ支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276 （平日8:30～20:00、土日祝8:30～17:15）
新型コロナウイルス感染症の影響による、休業・失業等で収入が減少した方	貸付	緊急小口資金（特例）	世帯あたり10万円（特に必要と認められる場合20万円）を上限とする生活費の貸付	新座市社会福祉協議会 TEL 048-480-5705
	貸付	総合支援資金（特例）	世帯あたり2人以上は月20万円、単身は月15万円を上限とする生活費の貸付（原則3月以内）	
離職等で住居を失った、又は失うおそれがある方	給付	住居確保給付金	一定期間の家賃相当額を支給 ※世帯人数による上限額、支給条件あり ※休業等に伴う収入減少により離職等と同程度の状況となった場合も対象	生活支援課 TEL 048-477-6347
緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、国で定める収入要件、資産要件、求職等要件を満たす方	給付	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	支給額（月額） 単身世帯 6万円 2人世帯 8万円 3人以上世帯 10万円 ※対象者の方には、市から申請書類を郵送済み ※上記の金額を3か月間支給（ただし、求職活動要件等の要件を満たすこと）	生活支援課 TEL 048-477-6347

対象

名称・概要

問合せ先

<p>国民年金保険料の納付が困難な方</p>	<p>➔ 猶予 または 減免</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、所得が免除・猶予の基準を満たすことが見込まれる場合、保険料が免除・猶予されます。 ※申請が必要です。</p>	<p>国保年金課国民年金係 TEL 048-424-9612</p>
<p>国民健康保険税の納付が困難な方</p>	<p>➔ 猶予 または 減免</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方、新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の収入等が一定程度（前年比30%以上）減少した方は、申請により国民健康保険税が減免されます。</p>	<p>国保年金課保険税賦課係 TEL 048-424-4867</p>
<p>介護保険料の納付が困難な方</p>	<p>➔ 猶予 または 減免</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡若しくは重篤な傷病を負った第1号被保険者又は主たる生計維持者の事業収入等が、前年当該収入と比較して30%以上の減少が見込まれる第1号被保険者(ただし、前年の事業収入等以外の所得の合計金額が400万円以下であること。)は、介護保険料が減免・猶予されます。※申請が必要です。</p>	<p>介護保険課管理係 TEL 048-424-9609</p>
<p>後期高齢者医療保険料の納付が困難な方</p>	<p>➔ 猶予 または 減免</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方、新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者の収入等が一定程度（前年比30%以上）減少した方は、申請により後期高齢者医療保険料が減免・猶予等されます。</p>	<p>長寿はつらつ課長寿医療係 TEL 048-424-9610</p>
<p>感染症対策の改修等工事を行う予定の方</p>	<p>➔ 補助</p>	<p>補助対象工事費の5%に相当する額（上限10万円）を補助。対象工事は新型コロナウイルス感染症対策のための改修等工事（モニター付インターホンの設置や手洗い場の増設工事など）や、それに併せて行う住環境の維持向上の工事で、「新座市住まいの感染症対策改修等工事登録業者（市内業者）」に依頼する2万円以上のもの ※対象外の工事が有ります。</p>	<p>建築審査課住宅係 TEL 048-477-4519</p>
<p>公共料金や電話料金の支払いが困難な方</p>	<p>➔ 猶予</p>	<p>各電気・ガス・電話等の事業者による支払期限の延長</p>	<p>各電気・ガス・電話等の事業者</p>
	<p>➔ 猶予</p>	<p>水道料金・下水道使用料の支払いについての相談受付</p>	<p>水道業務課 新座市水道お客様センター TEL 048-424-8276</p>
<p>新型コロナウイルス感染症陽性者で自宅療養している方とその同居家族で、食料調達が困難な方</p>	<p>➔</p>	<p>希望者に、約3日分の食料品、日用品の提供及びパルスオキシメーターの貸し出しを行います。</p>	<p>保健センター TEL 048-481-2211</p>